

北海道新幹線建設促進期成会

規 約

北海道新幹線建設促進期成会

北海道商工会議所連合会内

札幌市中央区北1条西2丁目

電話011-231-1122

北海道新幹線建設促進期成会

規 約

（目 的）

第 1 条 本会は、北海道新幹線の早期実現を図ることを目的とする。

（名称及び所在地）

第 2 条 本会は、北海道新幹線建設促進期成会と称し、事務局は札幌市に置く。

（事 業）

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （ 1 ）国会、関係官公庁、その他関係機関に対し必要な陳情、請願
- （ 2 ）建設促進に必要な広報活動
- （ 3 ）その他本会の目的達成に必要な事項

（組 織）

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

（役 員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 . 会長が特に必要と認めたときは、総会の議を経て会長代行を置くことができる。
- 3 . 役員は、総会（書面総会を含む）において選任し、任期は 2 年とする。
但し、再任を妨げない。
- 4 . 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 5 . 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 . 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。
- 7 . 理事は、本会の主要事項の審議並びに会務の運営にあたる。
- 8 . 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第 6 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 . 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(会議)

第 7 条 会議は、総会（書面総会を含む）および理事会とし、必要に応じ会長が招集する。

(会計)

第 8 条 本会の経費は、負担金、寄附金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(幹事会)

第 9 条 本会の事務を円滑に処理するため、会長が指名する幹事若干名をもって構成する幹事会を設ける。

(事務局)

第 10 条 本会の事務局は、北海道商工会議所連合会に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 . この規約は、昭和 44 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 . この規約は、昭和 60 年 4 月 15 日から改正施行する。
- 3 . この規約は、平成 17 年 5 月 13 日から改正施行する。